○消防庁告示第二号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第二条第二項の規定に基づき、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十七日　　消防庁長官　久保　信保

第二第一号中「受信装置に信号を送る」を「受信装置又は中継装置に、火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を発信する」に改め、同第八号中「感知部から発せられた火災信号」を「火災信号」に、「作動装置等に」を「作動装置等を起動させる旨の信号（以下「起動信号」という。）を」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二　中継装置　火災信号、起動信号又は作動装置等が作動した旨の信号（以下「作動信号」という。）を受信し及び発信する装置をいう。

第二第九号中「受信装置から発せられた信号」を「起動信号」に改める。

第四第六号中「、受信装置」の下に「、中継装置」を加え、同号㈠を次のように改める。

㈠　パッケージ型自動消火設備は、共用する二以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放出できるものであること。

第五第五号㈠中「第四号ニ」を「第四号ホ」に改める。

第五第八号中「消火薬剤貯蔵容器等」の下に「及び中継装置（中継装置を設ける場合に限る。）」を加える。

第六に次の一号を加える。

十四　パッケージ型自動消火設備には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならないこと。

第十第二号中「受信装置から発せられた信号」を「起動信号」に改め、第十に次の一号を加える。

四　作動信号を発信するものにあっては、当該作動装置が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

第十一第三号を次のように改める。

三　第一号の警報中において、当該火災信号を発した警戒区域内の感知部から、異なる火災信号を受信したときに限り、自動的に作動装置等に起動信号を発信すること。

第十一に次の一号を加える。

七　作動信号を受信するものにあっては、当該作動信号を受信した場合には、作動装置等が起動した区域等を表示し、かつ、当該表示が火災の発生した警戒区域に係る表示と識別することができる措置を講じること。

第十一の次に次を加える。

第十一の二　中継装置

中継装置は、火災信号、起動信号又は作動信号を受信したとき、信号の種別に応じて、それぞれこれらの信号を自動的に発信するものとする。

第十二第二号中「受信装置から送られた信号」を「起動信号」に改め、第十二に次の一号を加える。

三　作動信号を発信するものにあっては、当該選択弁等が作動したとき、その旨の作動信号を受信装置又は中継装置に自動的に発信すること。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十七日　　消防庁長官　久保　信保

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第２　　①

屋内消火栓設備試験結果報告書

試験実施日　　年　　月　　日

試験実施者

住　所

氏　名　　印

用途	（　）項	構造	A　B　C
延べ面積	m^2	階数	地上　　階　地階　　階

試験項目		種別・容量等の内容	結果
水源の種類・構造			
水源	水量	m^3（縦　m横　m有効深さ　m）	
	吸水障害防止措置	有　・　無	
	給水装置	―――	
	耐震措置	有　・　無	
外観			
水源	設置場所	製造者名	
ポンプの仕様		定格吐出量	ℓ/min
		定格全揚程	m
		型式	
		製造者名	
		製造番号	
電動機の仕様		種別	型電動機
		定格電圧	V
		型式	
		定格電流	A
		製造番号	
		出力	kVA
加圧送水装置	設置状況	―――	
	接地工事		種接地
	配線	―――	
	潤滑油	―――	
試験装置	配管・バルブ類	管の呼び	A
	オリフィス等	流過口径	mm
	水温上昇防止のための逃し装置		